

# 速 報 !!

## 2018 年度基本給・ボーナス（勤勉手当）を 引き上げ、4 月に遡り 3 月 8 日に支給!!

熊大使用者は 2 月 28 日に開催された役員会において、人事院勧告等を参考に 2018 年度の基本給とボーナスを 4 月に遡って改定し、その差額を一時金として 3 月 8 日（金）に支給することを決定しました。速報ニュースとしてお知らせいたします。

今回の給与規則改定では、基本給の月額、初任給が 1,500 円引き上げられて少し改善していますが、若年層は 1,000 円程度、中高年層は 400 円（平均改定率 0.2%）程度とほぼ昨年と同等額の引き上げになります。また、ボーナス（勤勉手当）の年間支給率を 0.05 月分引き上げて、年間支給月は 4.45 月となります。再雇用職員に対しても常勤職員と同等に年間支給率を引き上げますが、これは今回初めてのことで、2019 年度からは同じ 6 か月の勤務期間であることから 6 月期と 12 月期の期末・勤勉手当の支給月数は均等に配分となります。諸手当については、初任給調整手当（医療職員に適用）と宿日直手当（医師、歯科医師に適用）がわずかに改善しました。なお、有期雇用職員および個別契約職員の給与の引き上げは、2019 年度から実施されます。

2004 年度の法人化以降に国立大学の運営費交付金が減額され続ける中、5 年連続の基本給・ボーナスともに引き上げ改定になり、4 月に遡り支給することが困難な大学がでています。それにもかかわらず、熊大使用者が、労使協約（2010 年 12 月 24 日締結）を遵守し、給与引き上げの完全実施に向けて、最大限努力したことは、組合が粘り強く要求し続けてきた大きな成果です。一方、熊大使用者が教職員の貢献と業務に対するモチベーション維持などを考慮した一定の努力は評価できます。

しかし、2018 年 1 月に強行された退職手当の引き下げ、さらに 4 月には「給与制度の総合的見直し」による現給保障の廃止や配偶者にかかる扶養手当の改悪により、きわめて低額の給与引き上げは、私たちの生活改善にはつながりません。

組合は、これらの不利益変更断固反対するだけでなく、代償措置を提示しその実現を要求しています。これからも組合は、すべての教職員の待遇改善のため粘り強く運動していきます。

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No. 13  
2019. 2. 28

内線:3529 FAX:346-1247  
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp  
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>